

加古川市防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業に係る手数料の支払いに関する要綱

令和8年4月1日 福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、当市の避難行動要支援者に対し、防災と福祉の連携による避難のための個別避難計画（災害対策基本法第49条の14第3項の要件を満たすもの。以下「計画」という。）の作成を促進することを目的として実施する「防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業」において、介護支援専門員又は相談支援専門員等（以下「福祉専門職」という。）に対する計画の作成又は更新（以下「作成等」という。）に係る協力に対し、手数料を支払うことについて必要な事項を定めるものとする。

(支払対象)

第2条 手数料の額は、次の表に定めるとおりとし、福祉専門職が所属する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「事業所等」という。）に対し、予算の範囲内で支払う。

内 容	手数料の額
1 計画の新規作成に係る協力	計画1件につき7,000円
2 1の方式で作成した計画の更新に係る協力	計画1件につき7,000円

2 手数料の支払対象となる計画の作成等の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(手数料の請求)

第3条 事業所等が手数料を請求しようとするときは、市長が指定する期日までに、手数料支払請求書（様式第1号）に「作成等した個別避難計画の写し」を添え、市長に提出しなければならない。

(支払の決定)

第4条 市長は、前条の請求があったときは、同条各号に規定する書類等を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、手数料の支払の可否を決定するものとする。ただし、当該請求をした者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときは、手数料の支払をしない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

2 市長は、前項の規定により手数料の支払を決定したときは、手数料支払決定兼支払通知書（様式第2号）により当該請求をした者に通知し、手数料を支払うものとする。

(支払の決定の取消)

第5条 市長は、事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支払の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により手数料の支払を受けたとき。
- (3) 暴力団等であるとき。

2 市長は、前項の取消の決定を行った場合には、その旨を手数料支払決定取消通知書（様式第3号）により、当該事業所等に通知するものとする。

（手数料の返還）

第6条 市長は、前条第1項の取消を決定した場合において、既に手数料が支払われているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の納期限を延長することができる。

（調査及び指示）

第7条 市長は、この要綱に定めるもののほか、手数料の支払に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、本事業に関する調査又は事業所等に対する指示を行うことができる。

（補則）

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効前に行った計画の策定等の協力に対する手数料に係るこの要綱の規定については、なおその効力を有する。

年 月 日

加古川市長 様

請求者
住 所 _____
名 称 _____
代表者名 _____

手数料支払請求書

加古川市防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業に係る手数料の支払いに関する要綱第 3 条に基づき、以下のとおり請求します。

	避難行動要支援者名 (区分)	現住所	請求区分 (請求額)	担当福祉専門職名
1			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
2			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
3			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
4			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
5			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
合 計 額			円	

受 取 口 座	金 融 機関名		支店名		口座 区分	普通・当座
	口 座 番 号		口座名義 (フリガナ)			

※個別避難計画を併せて提出すること

(担当者)
氏 名 _____
電話番号 _____

様

加古川市長

手数料支払決定兼支払通知書

年 月 日付けで請求のあった手数料について、加古川市防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業に係る手数料の支払いに関する要綱第 4 条に基づき、以下のとおり支払いを行います。

	避難行動要支援者名 (区分)	現住所	請求区分 (請求額)	担当福祉専門職名
1			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
2			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
3			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
4			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
5			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
合 計 額			円	

第 年 月 日

様

加古川市長

手数料支払決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で支払決定を行った手数料について、加古川市防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業に係る手数料の支払いに関する要綱第 5 条に基づき、以下について支払決定の取消を行いました。

つきましては、年 月 日までに、支払済みの手数料について指定の口座まで返金をお願いします。

	避難行動要支援者名 (区分)	現住所	請求区分 (決定額)	担当福祉専門職名
1			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
2			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
3			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
4			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
5			新規・更新	
	高齢・障害・他		円	
要返還合計額			円	

取消理由	
------	--

返還口座	金融機関名		支店名		口座区分	普通・当座
	口座番号		口座名義 (フリガナ)			